

令和 3 年 5 月

事 業 主  
事 務 担 当 者 様

関西文紙情報産業健康保険組合

令和3年度「被扶養者にかかる特定健診」の受診について（お知らせ）

時下、コロナ禍のなか日々ご奮闘のことと存じます。

日頃は、当健康保険組合の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、各種健康診断については、厚生労働省通知によりその意義や制度趣旨等に則り、コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」下においても、密を避けた適切な感染防止策を十分に講じた上で実施する必要があるとされております。

このことから、今年度の特定健診につきましても実施に向け、昨年と同様に、対象者（40歳以上被扶養者）のご家庭に6月を目途に直接ご案内を送付することとなりましたので、お知らせします。

また、従業員（被保険者）の方の特定健診については、労働安全衛生法に基づき事業主様が実施する「健康診断」の受診により、特定健診の受診とみなす取扱いのため、これまでどおり健診を実施していただき、その“健診結果”と“問診票”を原則として当健康保険組合へご送付くださいますようご協力をお願いいたします。

なお、当組合の健康管理室もしくは契約健診機関で受診された場合は、お送りいただく必要はありません。

◎ 特定健診・特定保健指導の義務化の内容は、当組合ホームページに掲載しています。  
URL [http://bunshijyoho.jp/jigyoo/jigyoo\\_05.html](http://bunshijyoho.jp/jigyoo/jigyoo_05.html)  
トップページ ≫ 保健事業 ≫ 特定健診・特定保健指導

このことでのお問い合わせは、当健康保険組合 保健事業課へお願いします。

TEL 06(6765)9212